

神奈川県平塚市における次年度以降の地下水モニタリング調査について（案）

1. はじめに

平塚市における地下水モニタリングについては、平成 24 年 3 月に要調査地域範囲の再設定を実施してから 2 年後となる平成 26 年 3 月、及び 4 年後となる平成 28 年 3 月にモニタリング内容の見直しの可否を検討した。検討の結果、汚染の濃度及び分布に大きな変化がなかったことから、要調査地域の範囲は従前どおりとし、またモニタリングの内容についても引き続き同様に実施することとされた。この際、特に大きな変化が見られない限り、2 年毎にモニタリングの見直し検討を行うこととされた。

2. 令和 2 年度以降のモニタリング（案）

(1) 要調査地域の設定範囲

要調査地域内の有機ヒ素化合物濃度は、当初から低濃度が主体となっていること、地下水流速が遅いことから、ほとんどの地点で濃度は横ばいもしくは緩やかな低下傾向にあるものの、汚染分布は大きく変わっていない。また、要調査地域外縁部については、8 箇所のモニタリング地点において、観測を開始した平成 22 年以降、いずれの時期でも有機ヒ素化合物は検出されていない。

以上のように、現在の汚染の濃度及び分布は、平成 24 年の要調査地域の再設定時と大きな変化がなく、汚染の拡大も見られない。従って要調査範囲は令和 2 年度以降もこれまでと同様とすることとする。

(2) モニタリング地点

1) 要調査地域内

前回の見直し検討の際、以下の方針に基づきモニタリング地点を検討したところ、現在モニタリング対象としている 10 箇所については、いずれもこれらの観点から令和 2 年度以降も引き続きモニタリングを行う必要があると考えられた。

- ①現在も有機ヒ素化合物が検出されている地点
- ②地下水汚染の上流端と下流端、及び地下水汚染の幅を地下水流向の横断方向で把握する地点

2) 要調査地域外縁部

現在モニタリング対象としている 8 箇所については、平成 22 年以降、いずれの時期でも有機ヒ素化合物は検出されていない。平塚地域における地下水流向は一定で、流れに対し横断方向及び上流側への汚染拡大は考えにくい、モニタリング井戸の分布密度が必ずしも高くないことを踏まえ、令和 2 年度以降のモニタリング井戸も引き続きこれらの 8 箇所とする。

(3) モニタリングの頻度

モニタリングの頻度は、『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）』（平成 31 年 3 月：環境省）に示される「地下水の摂取等によるリス

クに係る各措置の実施の内、揚水施設による地下水汚染の防止」を参考に、これまで同様、年4回とする。

(4) モニタリングの項目

モニタリングの項目は、これまで同様、有機ヒ素化合物（DPAA、PAA、PMAA）とする。なお、地下水サンプリングと合わせて可能な地点については地下水位も測定し、地下水流向推定の根拠とする。

3. 次回のモニタリングの見直し

令和2年度以降のモニタリング結果を踏まえて、特に大きな変化が見られない限り、次回も2年後の令和4年3月までにモニタリングの見直し検討を行うこととする。